

平成30年度第2回北海道男女平等参画審議会 議事概要

I 日時及び開催場所

平成30年10月25日(木) 14:00~15:40

北海道中小企業会館 会議室F

II 出席者

別添出席者名簿のとおり

III 内 容

1 開 会

- ・挨拶：北海道環境生活部くらし安全局長 堀本 厚
- ・議事に先立ち、事務局より、委員の出席状況について、15名中11名が出席していることから、審議会の開催要件を満たしている旨の報告があった。

2 議 題

(1) 報告事項

ア 北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

- ・事務局から、資料1に沿って、「北海道男女平等参画基本計画」で設定している指標項目及び参考項目の平成29年度実績について説明を行った。

【質疑・意見】

- ・〔高橋委員〕これらのデータについて、もう少し深掘りした統計調査をやっているのかどうかを教えていただきたい。
- ・〔事務局〕様式の一番右側の覧にデータの出典を記載しているが、出典元の計画等で実績を確認し分析している部分、あるいは私どもが直接調査を行っている部分があり、その中でそれぞれ、要因などの把握に努めているところ。
- ・〔山崎委員〕「潜在的な待機児童」について説明いただきたい。それと、七飯町の待機児童数が多い要因についてどう分析されているのかお聞きしたい。
- ・〔事務局〕直近2~3年の状況を確認したが、その時点では七飯町の名前が出ていなかった。推測になるが、新幹線の開業や宅地開発を要因として考えていたところ。「潜在待機児童」については、道で四半期ごとに待機児童数の調査を行っており、その結果を公表している。その資料も含め、所管の保健福祉部に確認の上、ご報告をさせていただきたい。
- ・〔篠原委員〕基本目標Ⅱの「基本方向4 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進」の2つの指標項目は、いずれも農業に関する指標項目であるが、林業や水産業に関する指標項目は設定されていないのか。
- ・〔事務局〕「第3次北海道男女平等参画基本計画」の28ページ(指標項目一覧)にあるとおり、農業関係の指標項目2点の設定となっている。

イ 配偶者暴力(DV)に関する北海道の状況(平成29年度)について

- ・事務局から、平成29年度における道内の配偶者暴力相談支援センター、北海道警察本部や民間シェルターなどの関係機関における相談件数や、配偶者暴力被害者の一時保護の状況、配偶者暴力に関する北海道の取組について、資料2に沿って説明を行った。

【質疑・意見】

- ・〔本間委員〕一時保護の人数が減っていることについて、現場ではどのように感じているか、山崎委員にお伺いしたい。
- ・〔山崎委員〕入所に当たりスマートフォンを預けなければならないことが大きな要因になっていると感じている。また、就労されている方は、シェルターに入所する2週間ほどの間、有給休暇などを取れると良いが、なかなかそうもいかず、2週間も出勤できないなら仕事を辞めなければならないためシェルターには入らない、というケースも増えていると思っている。
- ・〔本間委員〕スマートフォンを預けるという決まりは変えられないのか。何か良い方法は。
- ・〔山崎委員〕シェルターは避難するための施設であり、場所を知られてはならないが、スマートフォンを持参されると、位置などの情報がわかってしまう危険性が非常に高い。ならば、シェルターを公にして、場所を知られたとしても社会全体でシェルターを守るようなシステムへ転換する。ヨーロッパではそのようになってきていると聞いており、岐路ではないかと感じている。

(2) 審議事項

ア 第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する計画の策定について

- ・6月12日開催の平成30年度第1回審議会において、本年度中に「第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する計画」を策定するに当たり、計画に盛り込む基本的な事項について、知事から審議会に対し意見を求める旨の諮問を行った。
- ・これを受けて、審議会に専門部会を設置し、計画の策定に向けて検討を行った結果について、山崎専門部会長から、資料3-1に沿って検討の経過に関して、続いて事務局から、資料3-2から3-4に基づき、改定の考え方、計画（案）の構成、第3次計画からの変更点及びその具体的な内容に関して、それぞれ説明があった。

【質疑・意見】

- ・〔高橋委員〕ネットワークという言葉が何回も出てくるが、情報工学的にはただの連絡協議会をネットワークとは言わないと思う。24時間、365日、関係機関と連絡がつくようなシステムでなければ意味がない気がするが、道としてはどのように考えているか。
- ・〔事務局〕ご指摘のとおり、関係機関による連絡協議会を指してネットワークと称している。ただ、被害者支援のしくみは、配偶者暴力相談支援センターやその他関係機関が絶えず連携して動いており、その意味でのネットワークということで、あながち外れていないと思っている。

・審議の結果、修正等の意見はなかったため、広瀬会長より、専門部会からの報告を当審議会の答申とし、後日、知事あてに答申を行うことで会長へ一任いただけるかを委員に諮ったところ、異議はなかったことから、後日、会長から知事あてに答申を行うこととした。

イ 専門部会の設置について

- ・事務局から、資料4に基づき、「北海道男女平等参画チャレンジ賞」の選考を行うための専門部会の設置について、設置の根拠、設置の理由、構成、開催スケジュール等の説明を行った。
- ・続いて、広瀬会長から、「北海道男女平等参画推進条例」第30条の規定に基づき、専門部会の部会長及び委員を次のとおり指名した。
専門部会委員：木村委員、桑原委員、篠原委員、高橋委員、高宮委員
専門部会部会長：桑原委員
- ・委員からは意義、意見等はなし。

(3) その他

ア 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定について

- ・事務局から、資料5に沿って、本年5月23日に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の概要について説明があった。

【質疑・意見】

- ・〔広瀬会長〕日本の男女平等参画を引き下げている大きな原因は、女性議員の比率が低いことにある。韓国も長らく低かったが、クォータ制を導入したことにより、2000年以降大きく上昇し、男女の候補者の割合がほぼ同等になった。日本のこの法律は努力目標になっているため、どの程度効力を発揮するのか見ていきたい。

【その意見、発言など】

- ・〔広瀬会長〕道立女性プラザについて、この「女性プラザ」という名称が、男性は利用できないという誤ったイメージを与えていると聞いたことがある。「男女平等参画推進センター」というように名称の変更を考えることにならないのかと思っている。
- ・〔事務局〕全国（他の都府県の施設）の状況は、約8割が「男女」という言葉を含む施設名になっている。ご意見は持ち帰って検討したい。
- ・その他、事務局から、今後の予定として、「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」の改定と、「北海道男女平等参画チャレンジ賞」の選考・決定等に係る今後の予定について説明があった。

3 閉 会

以上